

京都市告示第 3 9 0 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第 4 条に基づき、施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

京都市長 門川 大作

1 西京極総合運動公園プール施設

西京極総合運動公園プール施設アイススケートリンクについて、平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日並びに平成 2 5 年 1 2 月 2 9 日及び平成 2 6 年 1 月 2 日から 3 日までを供用しない日から除き、平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日の供用時間を午前 9 時から正午とし、平成 2 5 年 1 2 月 2 9 日及び平成 2 6 年 1 月 2 日から 3 日までの供用時間を午前 1 0 時から午後 5 時とする。

(理由)

指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)